

指物のせい

日本の民家における一般的傾向と時代的変遷

The historical process of the height of sashimono (tenoned beams) in Japanese traditional folk houses.

● 長岡大樹 / 富山大学芸術文化学部

NAGAOKA Daiju / Faculty of Art and Design, University of Toyama

● Key Words: Minka, Japanese traditional folk houses, Sashimono, Sashigamoi, Tenoned beams, Span of column, Toyama, Wakunouchi-zukuri

要旨

日本の民家を対象にして、指物のせい（高さ）の一般的傾向と時代的変遷を考察する。周知の事実として、時代がくだるほど指物のせいは高くなる傾向がある。せいを高くしてより長い指物を使えば、柱を省略でき、大きな柱間をつくることができる。またせいのある指物は意匠的にも見映えする。主にこの二つの動機から、指物のせいは近世以降発達してきた。

本研究は全国の建築年が判明している民家だけを対象とする。そして指物を建築年順にならべてせいの分析をおこなう。分析をすすめる際は、指物の長さや家格の違いといった「せいを決定する際に影響を与える条件」を考慮する。同時代の指物との類似性、異なる時代の指物との相違性を探ることで、指物のせいの一般的傾向と時代的変遷を明らかにする。

1. 序

1.1. 指物の特徴とその定義

指物とは、せい（成）のある鴨居のことである。両端を柱に柄差しし柱を固める。特に柱間が一間半以上ある場合、横架材としての役割を果たす。指物によって柱を省略でき大きな柱間をつくることができる。また指物はせいがあると見映えする。そのため指物は構造材であると同時に、人の目にふれる化粧材・意匠材でもある。

指物は、指鴨居・指木・長物（ちょうもん）・平物（ひらもん）とも呼ばれ、いずれも同じ部材の地方的名称である。指物や指鴨居の呼び方がもっとも一般的で、差物や差鴨居と表記することもある。

富山県の特徴ある民家形式「枠内造（わくのうちづくり）」では、ヒロマと呼ばれる主室の三面または四面に指物を配する（富山では指物を「平物（ひらもん）」と呼ぶ）。指物がヒロマをとり囲むさまは、枠内造の特徴であり見所である。指物のせいは家の格式（家格）をあらわすと言われており、富山県ではせいのある指物が好んで使われてきた。全国的にもみても家格の高い家で、せいのある指物をよくみかける。

鴨居と指物の区別はせいの違いによる。通常、せいが低いものが「鴨居」、高いものが「指物」と呼ばれ、その境界線は曖昧である。辞典や解説書では「指物はせいが1尺（約30cm）以上」という記述をよくみかける。1尺のせいは近世をとおしてみられるが、庶民の家で一般的となるのは江戸末期から明治初頭にかけてである。本研究は、江戸時代初期からの指物の発達を問題としている。そのため指物をせいが1尺以上と定義するわけにはいかない。本研究では「せいが6寸（約18cm）以上ある鴨居（状の部材）」を指物と定義したうえで考察をすすめる。

日本の民家は骨組に筋交い（斜材）を用いない。そのため建物がねじれたり、傾いたりするのを垂直材と水平材だけで防いでいる。指物は構造上有効な水平材であり、せいが高いほど傾きやねじれに強い。またせいが高い指物ほど見映えし、囲われるような、対面するような空間的体験をもたらす。こうした構造的・意匠的側面にくわえて、指物のせいは、家格を誇示することもある。また指物が位置する部屋や場所の格式をあらわすこともある。このように指物は、日本の民家のなかで大きな意味をもつ建築要素といえる。

1.2. 研究の目的と方法

ここでは日本の民家を対象にして、指物のせいの一般的傾向と時代的変遷を考察する。周知の事実として、時代がくだるほど指物のせいは高くなる傾向がある。これまで全国の民家を対象にして、指物のせいを追跡した研究はない。民家の様相は方言とおなじで地方ごとに異なる。ここではその地方色をいったん留保し、民家の多様性ではなく同質性を問題とする。異なる地方、異なる時代の指物を共通平面にのせて分析する。

本研究では民家を正確に建築年順にならべることを分析の前提とする。ところが民家のおおくは建築年が特定されていない。建築様式の違いや風蝕ぐあい、編年様式の考察に基づいた推定建設年代を根拠にすると、どうしても分析の過程や結果に曖昧さが残ってしまう。そのた

めここでは「建築年が判明している民家」だけをとりあげる。

全国の建築年が判明している民家（指物）だけを対象とし、指物を建築年順にならべ、そのせいを分析する。分析をすすめる際は、指物の長さ（柱間の間数）や家格の違いといった「せいを決定する際に影響を与える条件」を考慮する。同時代の指物との類似性、異なる時代の指物との相違性を探ることで、指物のせいの一般的傾向と時代的変遷を明らかにする。

1.3. 分析の対象民家

昭和41年度から、全国の各都道府県で「民家緊急調査」が実施された。調査報告書は調査終了後、各都道府県から出版された。それらすべてを集めたのが『日本の民家 調査報告書集成（全16巻）』¹⁾である。この『調査報告書集成』から分析の対象となる民家を抽出した。

抽出の第一条件は、建築年が判明していることである。「棟札や墨書、普請書」の記録から建築年が判明している家、および建築年が代々言い伝えられている家を選んだ。また「〇〇年」と特定できなくとも、3～4年の幅

表1 分析の対象民家

所在地	民家 No	指物番号	民家名称	民家実測	所在地	民家 No	指物番号	民家名称	民家実測	所在地	民家 No	指物番号	民家名称	民家実測		
秋田県	1	1	金倉藏家	*	新潟県	56	89	高橋仁太郎家	*	京都府	111	181	徳永長太郎家	*		
	2	2	鷲谷嘉兵衛家			57	90	難波定吉家			112	182	松井数馬家			
	3	3～4	長岐イエ家			58	91	知野美比古家			113	183	荒木舜太郎家			
	4	5	加藤与八郎家			59	92～94	中村竹四郎家			114	184	鳥原正夫家			
	5	6～7	高橋義己家			60	95	菊池良作家			115	185	岩波光二家			
	6	8	折原良輔家			61	96～97	大蔵英昭家			116	186	小林親三家			
	7	9～10	藤原貞一家			62	98	星名四郎家			117	187	行永勲家			
	8	11～12	鎌田フユ家			63	99	本間敏晴家			118	188	永島保家			
	9	13～15	田口広志家			64	100	本間秋太郎家			119	189	小林喜一郎家			
青森県	10	16～17	高橋家	*	新潟県	65	101～103	永橋保夫家	*	京都府	120	190	大槻啓吉家	*		
	11	18	最上三郎家			66	104	羽鳥一義家			121	191	高尾俊郎家			
宮城県	12	19	高橋平左エ門家	*	富山県	67	105	渋谷来介家	*	京都府	122	192	井上秀夫家	*		
	13	20～23	我妻信一家			68	106～108	浮田総英家			123	193	福谷俊重家			
	14	24～25	高野豊二家			69	109～110	安川弘家			滋賀県	124	194～195		宮地重造家	
	15	26～27	西城誠一家			70	111～113	入道忠靖家				兵庫県	125		196～197	永富ゆきゑ家
16	28～32	佐藤作治郎家	71	114～116	中島金二郎家	奈良県	126	198	栗山家							
山形県	17	33～34	尾形宗一家	*	富山県		72	117	城戸六郎家	*	京都府	127	199～202	中村家		
	18	35	佐竹信一家			73	118～120	金岡正平家	128			203～205	今西家			
福島県	19	36	五十嵐智信家	*	富山県	74	121～122	黒瀬泰男家	*	京都府	129	206～208	豊田家	*		
	20	37	二瓶八郎家			75	123～125	舟戸公明家			130	209	玉井家			
	21	38	星喜一家			76	126～128	芳里三治家			131	210	吉川（楨）家			
	22	39	渡部家			77	129	桜井志郎家			132	211	村井家			
	23	40	鈴木伝家			78	130～131	野上与五郎家			133	212	北浦家			
茨城県	24	41	土肥彦助家	*	富山県	79	132～133	菅野淳一家	*	和歌山県	134	213	久保田武一家	*		
	25	42	高田治夫家			80	134～137	瓜生守邦家			大阪府	135	214		山口進家	
	26	43	大和田元也家			山梨県	81	138				小俣徳家	136		215	三田実家
27	44～45	仙波和雄家	82	139	安藤勢ん家		137	216	広海惣太郎家							
栃木県	28	46	羽石家	*	山梨県	83	140	大庭忠茂家	*	鳥取県	138	217	三百田和雄家	*		
	29	47	手塚勇造家			84	141	高野正根家			139	218	門脇卓爾家			
	30	48	大島孝一家			85	142～143	市川孟家			140	219	森田みえ家			
	31	49～50	小松原ヤス家			86	144～145	内藤義清家			141	220	小木岩次郎家			
	32	51	荒井壮家			87	146	中村恭敬家			142	221	原田米造家			
群馬県	33	52	茂木六次家	*	山梨県	88	147	風間巖家	*	鳥取県	143	222～223	木幡久右衛門家	*		
	34	53～54	荒井正之家			89	148～149	内田正明家			144	224	小笠原稔家			
埼玉県	35	55～56	関口まつ家	*	山梨県	90	150～151	三井元昭家	*	徳島県	145	225～227	木原家	*		
	36	57	大谷太一家			91	152	小佐野倍彦家			146	228	三木寛人家			
	37	58	大沢貞治家			92	153～154	I氏家			147	229	安芸守家			
	38	59～60	山口亨家			93	155～156	長田仁家			148	230	木村巧家			
	39	61～63	三上睦雄家			94	157	守重郁夫家			149	231	栗飯原厚治家			
	40	64	足立正路家			長野県	95	158			佐々木家	150	232		長岡弥平家	
	41	65～67	岡本照司家				96	159			竹村源吉家	151	233		中村宝求太家	
	千葉県	42	68			大沢茂樹家	*	岐阜県			97	160	原六郎家		*	鳥取県
43		69	大場家	98	161	古畑美佐吉家			153	235	谷澄家					
東京都	44	70	宍戸幸七家	*	岐阜県	99	162～165	若山家	*	徳島県	154	236	奥森卓家	*		
	神奈川県	45	71			北村家	100	166			高橋正明家	155	237		春石実家	
		46	72～74			小沼俊二家	101	167～170			大戸家	156	238		東岡正晃家	
		47	75			山口和彦家	静岡県	102			171	平口五和夫家	157		239～240	田中筆三郎家
		48	76			小沢信次家		愛知県			103	172	後藤二郎家		高知県	158
49	77～78	諸星源之助家	104	173～174	林英太郎家	福岡県	159		243	永沼昌弘家						
新潟県	50	79	長谷川昶夫家	*	新潟県		105	175	村田義忠家	*	佐賀県	160	244	野上堅五郎家	*	
	51	80～83	佐藤清一家			106	176	颯田正家	161			245	藤井理重郎家			
	52	84	大窪栄悦家			京都府	107	177	石田弘家			162	246	納富義則家		
	53	85～86	山口九平治家				108	178	岡花金五郎家			163	247	内川栄家		
	54	87	竹内茂雄家			109	179	伊佐慎吾家	164			248	白浜和七家			
	55	88	星野総左衛門家			110	180	沢井公雄家	長崎県			165	249	山崎重祐家		

注1) *印は筆者が実測した民家、無印は『日本の民家 調査報告書集成』から抽出した民家をあらわす。

で、建築年が判明している家も選んだ。たとえば「火災の直後」に建てられたことが判明している家や、「慶応年間（1865～1867）」に建てられたことが判明している家がそうである。こうした場合は、便宜的に火災の翌年や、各元号年間の真ん中を建築年とした。そもそも棟札や墨書、普請書で建築年があきらかな家も、その年が着工年なのか竣工年なのか定かでないこともある。当時の家は建設に2年は要したであろうから、これくらいの振幅は建築年が明確といって差しつかえない。

抽出の第二条件は、指物のせいが読みとれることである。せいの「数値」だけでなく、「指物の長さ（柱間の間数）」や間取り上の「位置」もわかる指物だけを抽出した。さらにその指物が建築年に存在していたかどうか、すなわち「当初材」であるかも吟味した。改造時の「後補材」と判断できる場合、その指物は対象から除外した。ただし後補材でも改造年が明らかなものは対象に含めた。

あわせて『調査報告書集成』への掲載有無にかかわらず、筆者が実測した民家のなかから、上記の抽出条件にあうものは分析対象に含めた。その結果、36都道府県、165軒の民家のなかから、249本の指物を抽出することができた（表1）。一軒の家のなかでも長さ・位置の種類が異なる指物は、別個の指物として抽出した。そのため民家数よりも指物数が多くなっている。長さ・位置の種類が同一で、複数のせいがみられた場合は、せいが最大の指物を抽出した。

2. 指物の性格

2.1. 所在地

各指物の性格として次の項目があげられる。①所在地、②建物種別と家格、③指物の長さ（柱間間数）、④指物のせい、⑤指物の位置、である（表3～6、表7）。

①の所在地は原則として問題としない。ここでは指物の地方色ではなく全国的な傾向を探る。所在地で一点だけ問題とするのは、その民家が「畿内（五か国）に所在するかどうか」である。畿内五か国は、山城（京都府）、大和（奈良県）、河内（大阪府）、和泉（大阪府）、摂津（大阪府と兵庫県の一部）である^{*2}。指物は畿内で早くから存在していたことが知られている。こうした先進的事例は、指物が発生する様相をとらえるうえで重要である。と同時に全国の一般傾向からは一線を画するので注意を要する。

2.2. 建物種別と家格

建物種別は農家と町屋に大別できた。分析対象165軒の内訳は、農家141軒、町屋21軒、在郷武士の家2軒、漁家1軒である。建物形式からみると在郷武士の家は農家、漁家は町屋と変わりなかった。またわずかにみられた社家（神主の家）も農家と変わりなかった。そのため

ここでは農家と町屋の区別だけを問題とする。

家格は、上層民家と一般民家に大別できた。上層民家と判断した基準は次の三つである。①庄屋・名主・肝煎（地方的名称の違いでいずれも村の長）をはじめとする村役職をつとめた家柄である。②立地する地域で豪商・豪農・大地主と称されたことのある富裕な家柄である。③立地する地域や地方のなかで特に大規模な屋敷や建物である。

①②③の内容が、『調査報告書集成』や個別の解説・案内掲示からひとつでも読みとることができれば、その家は「上層民家」とした。同時に上層民家に該当しない家はすべて「一般民家」とした。ここで注意すべきなのは、「一般民家」があくまで遺構の範囲内で一般的ということである。というのも当時の家の多くは、長年の風雪に耐え生きたびてきた遺構よりも、みすばらしいものであったからである。そのためここでいう「一般民家」は、当時の一般的な民家であるはずがなく、ほとんどが「中の上」クラスの家と考えられる。

2.3. 指物の長さ

指物の長さは、1間、1間 $\frac{1}{4}$ 、1間半、2間、2間半、3間、3間半がみられた。それぞれに該当する本数は、1間：14本、1間 $\frac{1}{4}$ ：6本、1間半：35本、2間：116本、2間半：46本、3間：14本、3間半：1本である（3間半は1本だけなので今後は3間のグループに含める）。2間の指物をもっとも多く、次が2間半であった。また指物が使われていない家が17軒みられた。こうした家は柱と柱を指物ではなく貫や敷梁によって緊結している。

指物を使用することで1間ごとにならんでいる柱を抜くことができる。室境にある柱は出入りのさい邪魔となるし、庭に面した中柱は目障りだからできればなくしたい。そんな動機から指物はおおむね長いものほど重用されてきた。長さがあるほど見映えするし室境を開放的にできる。しかし長大な指物ほど入手困難であったろう。そのことは3間の指物が上層民家でしか使用されていないことから伺える。

指物は建物のねじれを防ぐとともに、横架材の役割を果たしている。構造力学的にみて長い梁、長い指物ほどせいを必要とする。そのためせいの比較分析は、同一条件のもとで、すなわち指物の長さ（間数）ごとにおこなうのが妥当である。

なお21本の指物は、指物の途中を中柱が受けていて、実際の柱間の長さは指物の長さよりも短い。たとえば指物の長さは2間だが、中央に中柱があれば実際の長さは1間である。このような指物もみられたが、おおむね「指物の長さ＝柱間の長さ」である。

2.4. 指物のせい

指物の長さごと、家格ごとにせいの平均値を算出した(表2)。分析対象としたすべての指物の平均値は35.3cm(1.17尺)である。全国の民家遺構における指物のせいの平均値は約1.2尺といえる。最小値は指物番号38、星喜一家(福島県)と指物番号241、242、竹内家(高知県)の18.0cm(約6寸)である。最大値は指物番号196、永富ゆき系家(兵庫県)の59.0cm(1.95尺)である。

1間半と2間の長さでは差がみられないが、概して長い指物ほどせいが高い。2間半の長さまでは、半間長くなるごとにせいが1寸(約3cm)ずつ高くなる傾向がみとれる。長さ3間の指物は2間半の指物より3寸(約9cm)も高い。

指物の長さが同じ場合、上層民家のほうが一般民家よりもせいが1~3寸ほど高い。2間以下の指物ではその差が2~3寸と大きく、2間半の指物ではその差が1寸ほどである。3間の指物は上層民家に限って使われていた。このように指物は、せいが1寸(約3cm)違えばその意味が大きく変わる部材といえる。農家の指物の平均値は35.2cm(1.16尺)、町屋の指物の平均値は36.0cm(1.19尺)で大きな違いはなかった。

2.5. 指物の位置

指物の間取り上での位置は、「土間と室の境」にある場合と「室と室の境」にある場合の二種類に大別できた。これからは前者を「土間境」、後者を「室境」と略称する。土間境にある指物は132/232本、室境にある指物は100/232本である^{*3}。土間は作業場(仕事場)であり、屋外から各室へのアプローチでもある。人の出入りや物の出し入れが多いので、土間境には柱が少ないと都合がよい。そのためか土間境に指物が多くみられた^{*4}。

3. 指物のせいの一般的傾向と時代的変遷

3.1. 指物のない民家と指物の普及

指物のせいをみていく。まず分析するすべての指物を、指物の長さの違いから、指物なし、1間から1間半、2間、2間半、3間のグループにわけた。さらに各グループ内を上層民家と一般民家に分け、最後に建築年が古いものから順にならべた(表3~6、表7)。

江戸時代の時代区分は、前期(1603-1703)、中期(1704-1750)、後期(1751-1829)、末期(1830-1867)とし、あらかじめ目安をたてた。元禄時代は近世住居の完成期と捉えられるので、前期は元禄のおわりまでとやや長めにとった。この点以外は通例どおりの区分といえる。中期は元禄の直後から宝暦の前まで、後期は宝暦から文政まで、末期は天保からである。

表2 指物のせいの平均値

全体平均35.3(1.17)

家格	長さ(スパン)				
	1間	1間半	2間	2間半	3間
上層民家	30.8 (1.02)	35.7 (1.18)	35.2 (1.16)	37.7 (1.24)	46.5 (1.53)
	35.1 (1.16)				
一般民家	33.1 (1.09)	26.1 (0.86)	26.9 (0.89)	34.9 (1.15)	該当なし
	30.0 (0.99)				
上層+一般	31.0 (1.02)	33.8 (1.12)	33.7 (1.11)	37.1 (1.22)	46.5 (1.53)

注1) 数値の単位はcm、括弧内は尺

注2) 1間と1間半を合わせた平均値は、長さ1間¼の指物も含め算出。

まず指物が使われていない家を見ていく(表3)。上層民家では、1527年から1737年の範囲で指物のない家が見られた。一般民家では、1699年から1851年の範囲で指物のない家が見られた。

上層民家のなかで、指物を最初に使用したのは、No.126の栗山家で1607年(慶長12)の建築である。江戸時代のごく初期、奈良県には指物が存在していた。建築年が判明して指物のない最古の上層民家は、群馬県にあるNo.33の茂木家で1527年(大永7)の建築である。茂木家と同時代の上層民家も指物を使っていないなら、室町時代の16世紀前半に指物は存在しない^{*5}。栗山家には1.3尺もある指物が存在するのだから、16世紀後半の桃山時代には、すでに民家で指物が使われていたであろう^{*6}。

指物が使われていない上層民家は、17世紀後半(特に1665年以降)に集中してみられる。そして18世紀初頭(特に1710年以降)徐々に減少し、1737年(元文2)を最後になくなる。長さ2間や2間半のグループをみると、17世紀後半は、畿内の上層民家の指物で占められている(表4、表5)。この二つの事実から、上層民家への指物の普及は、1665年頃(17世紀後半)から始まり、1700年頃に本格化、そして1737年頃(18世紀前半)に完了したことがわかる。

一般民家で最初に指物を使用した家は、長さ2間のグループ、No.24の土肥家で1706年の建築である(表4)。これは早い使用例のようで、1760年(宝暦10)の前後10年ぐらいから一般民家でまとまってみられるようになる。指物が使われていない一般民家は1751年以降にだいに減少し、1815年(文化12)に途切れかけ、1851年(嘉永4)を最後になくなる。このことから一般民家への指物の普及は、1700年頃からゆるやかに始まり、1760年頃に本格化、そして早い場合で19世紀初頭の文化年間(1804~1818)、遅い場合で19世紀中頃の嘉永年間(1848~1853)に完了したことがわかる。上層民家に浸透した指物が、全国の一般民家にく

まなく行きわたるまでには、約70年から110年を要したことになる。

3.2. 長さ1間から1間半の指物のせい

指物の長さが1間から1間半のグループをみていく(表3)。上層民家では、18世紀前半にして1.3~1.4尺

のせいがみられる。No.132村井家(奈良県)の指物(指物番号211)と、No.110沢井公雄家(京都府)の指物(指物番号180)がそれである。このように畿内では、江戸中期にしてせいの高い指物がみられる。

こうした先進地の指物をひとまず棚上げにし、グラフ全体の推移をたどった。上層民家のせいは1810年

表3 指物が使われていない民家、および長さ1間から1間半の指物のせい

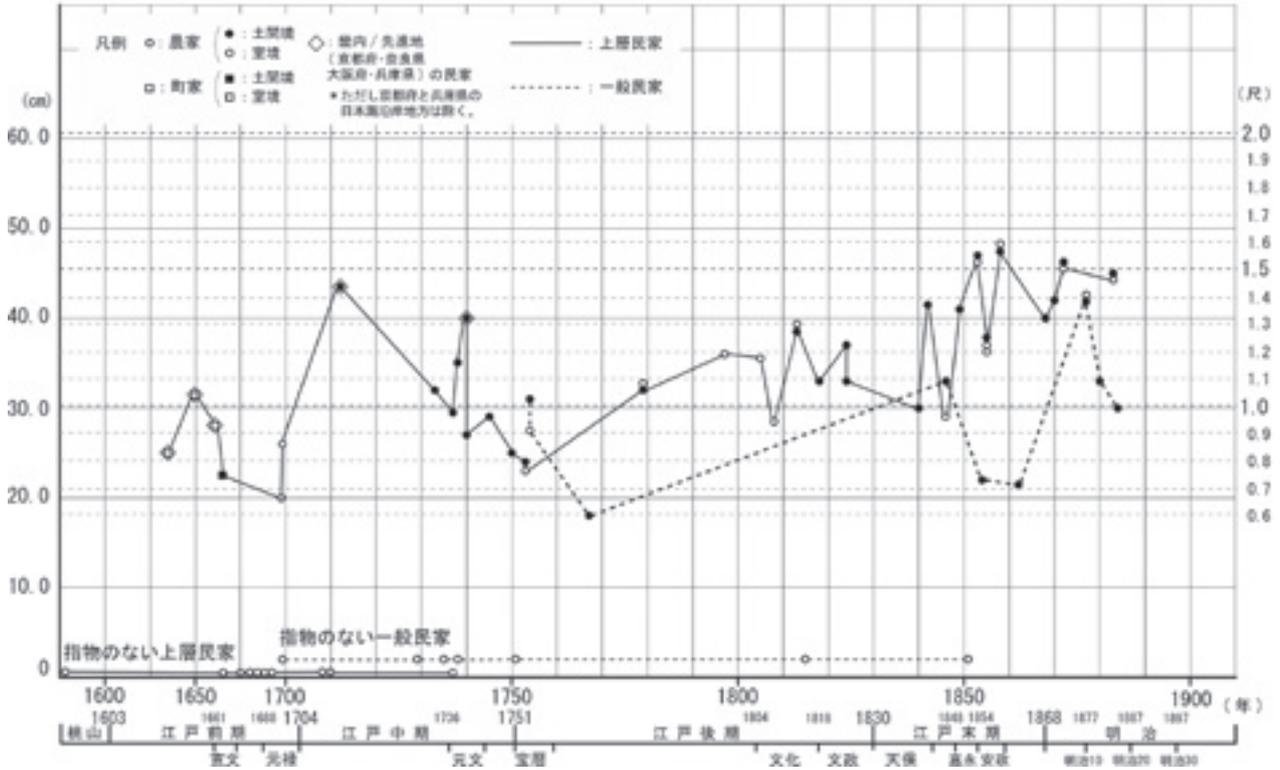
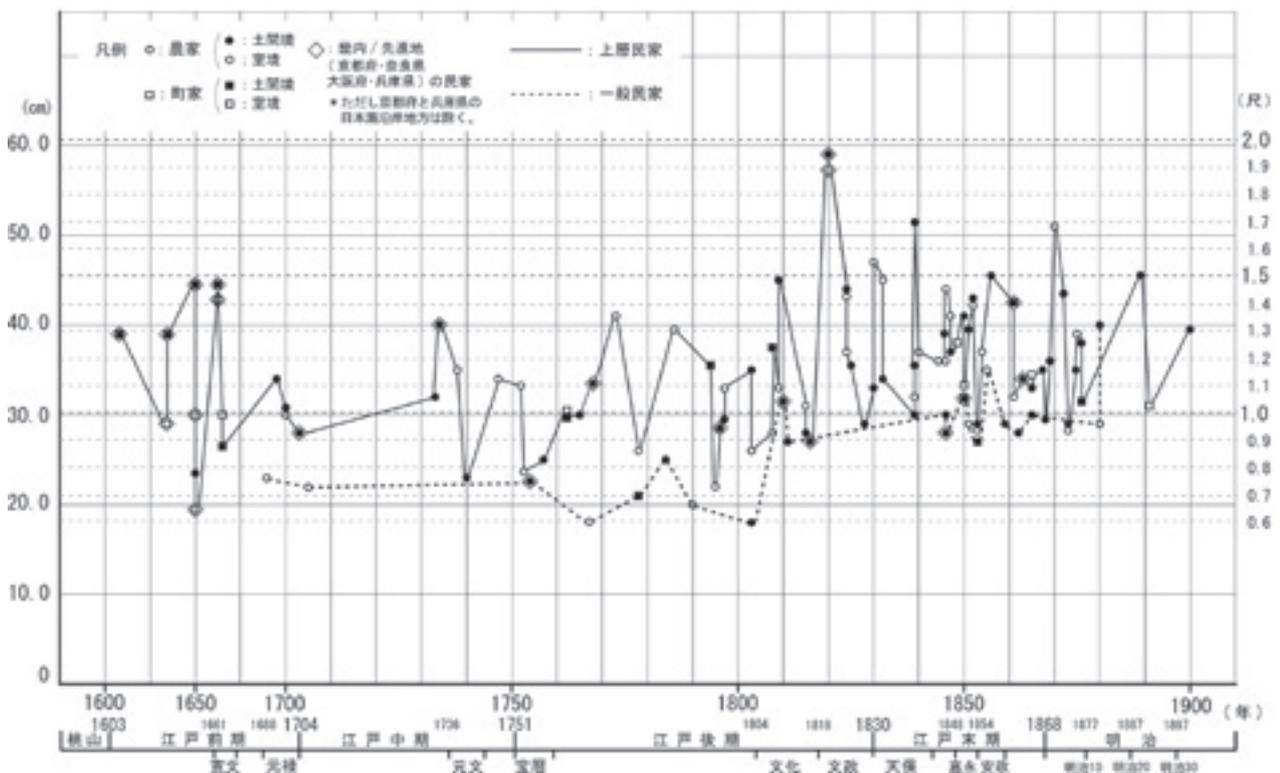


表4 長さ2間の指物のせい



(文化7) 頃を境目にして、1810年以前は1.2尺(約36cm)以下である。特に1700年以前は、1.0尺以下である。これに対して1810年以後は下限が1.0尺、上限が1.3~1.5尺(39.4~45.5cm)となる。特に1849年(嘉永2)以後は下限が上昇し、せいは1.2~1.5尺となる。畿内の上層民家では18世紀前半に1.3~1.5尺の指

物が存在しているため、長さが1間から1間半、せいが1.3~1.5尺の指物は、約100年を経て畿内から全国の上層民家に普及した。

長さ1間から1間半の指物は、一般民家では1754年(宝暦4)建築のNo.124、宮地家(滋賀県)で初めてみられる。せいは0.9~1.0尺で当時の上層民家と変

表5 長さ2間半の指物のせい

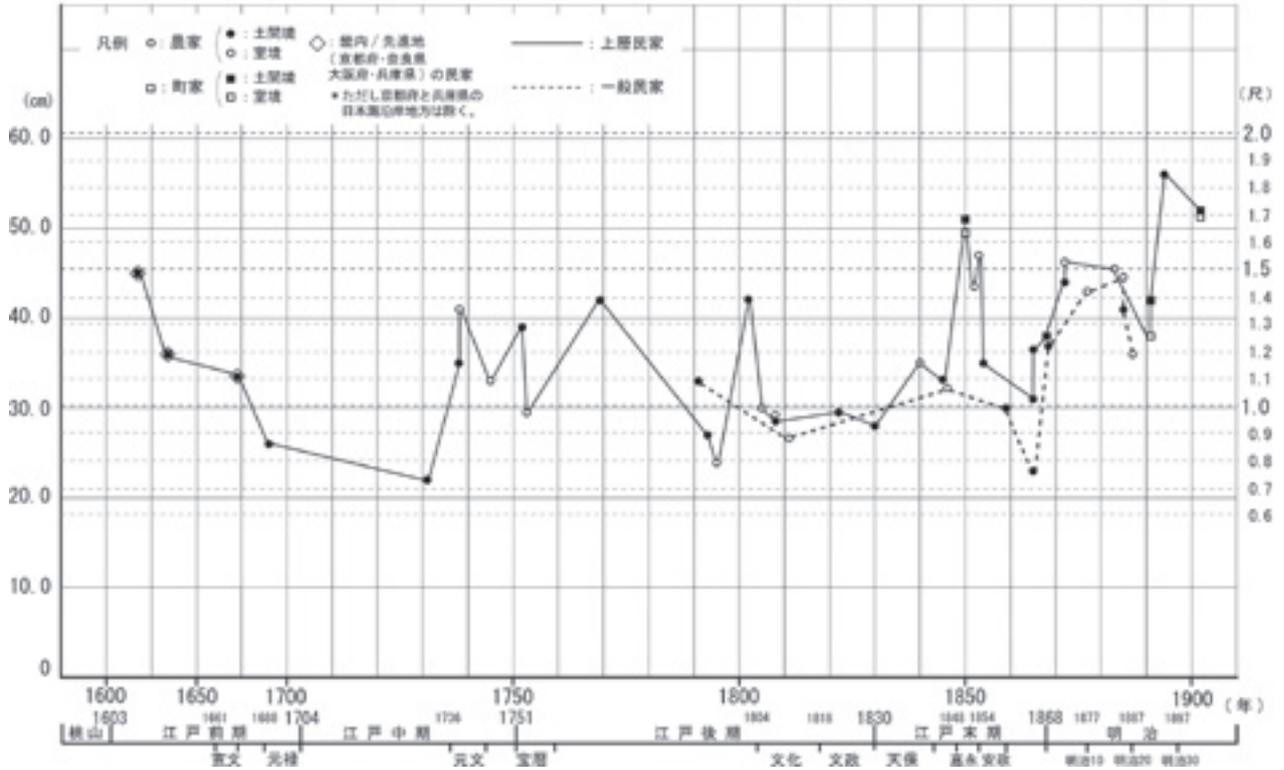
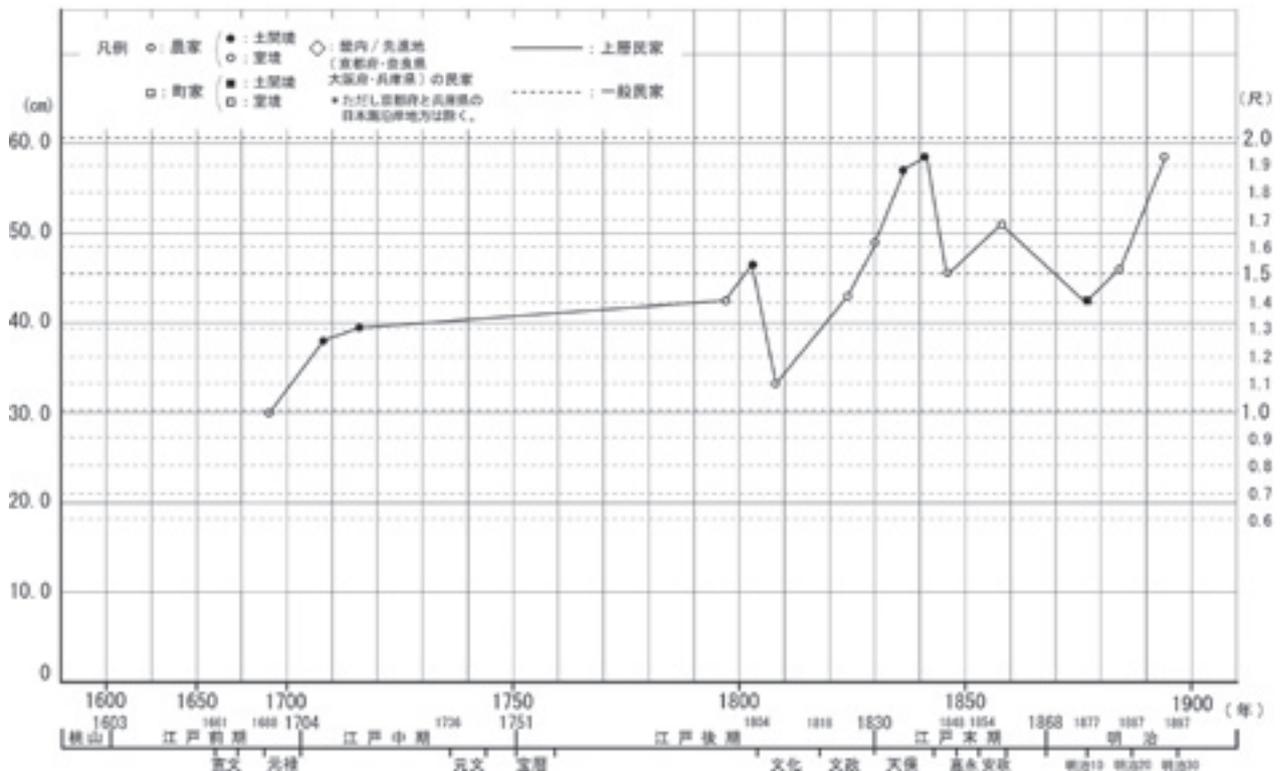


表6 長さ3間の指物のせい



わらない。次の1767年建築の竹内家（高知県）は0.6尺（18.0cm）である。長さ2間の指物の動向も参照すると（表4）、一般民家のせいは、初出の1754年以後、おおむね0.6～0.8尺、大きい場合で0.9～1.1尺と考えられる。1877年（明治10）に1.4尺のせいがあらわれ、以後のせいはすべて1.0尺以上である。

3.3. 長さ2間の指物のせい

長さ2間のグループをみていく（表4）。17世紀、畿内の町屋ではすでにせいが1.3～1.5尺の指物が存在する。その後、上層民家、一般民家とも1810年（文化7）頃にせいの底上げがみられる。同時に上層民家のせいの上限も押し上げられている。上層民家では1810年以前は、畿内を除くと、下限0.7尺上限1.3尺の範囲で大きく変動している。1810年になると、せいの下限が0.9～1.0尺に上昇し、1.5尺（45.5cm）の指物があらわれる。1810年以後は下限0.9～1.0、上限1.5～1.7尺の範囲でおおむね推移している。特に1820年（文政3）以後は1尺を下回るせいが消滅している。また嘉永年間（1848～1853）に1.3尺前後（1.2～1.4尺）のせいが集中してみられる。

一般民家のせいは、1810年以前は下限0.6尺上限0.8尺である。1810年に1.0尺にとどき、その後はほぼ安定して0.9～1.0尺で推移している。1880年（明治13）になると1.3尺があらわれる。

3.4. 長さ2間半の指物のせい

長さ2間半のグループをみていく（表5）。2間半の指物は、17、18世紀をとおして上層民家だけで使用されている。1618年にはすでに1.5尺のせい（指物番号214）が畿内に存在している。次に1.5尺のせいがみられるのは1850年（嘉永3）である。このように畿内では17世紀前半にして全国的傾向からは外れたせいの高い指物がみられる。

こうした特例は棚上げしておく、上層民家では、1804年（文化1）頃にせいの底上げがみられる。1804年以前は、せいの下限は0.7尺、上限は1.4尺である。なかでも1738年（元文3）以後は、1.3尺以上の指物がみられる。

1804年以後は、せいの底上げの結果、下限が0.9～1.0尺となる。1868年の明治に入ると、さらにせいの底上げがおき、1.2～1.5尺が一般的となる。1894年（明治27）以後は、1.7尺以上の2.0尺（約60cm）にどこかという指物があらわれる。

一般民家では、2間半の指物は10例だけであった。初出は1791年（寛政3）建築のNo.55星野家（新潟県）である。2例目が1811年（文化8）であるから、文化

年間（1804～1817）頃に普及が進んだと推定される。一般民家のせいは、初出の1791年（18世紀末）から1867年（幕末）まで、下限0.8尺上限1.1尺で、おおむね0.9～1.1尺である。1868年の明治に入ったとたんせいが急増し、下限1.2尺上限1.5尺となる。

3.5. 長さ3間の指物のせい

長さ3間のグループをみていく（表6）。長さ3間の指物は上層民家に限って使用されている。一般民家での使用は皆無である。また畿内の民家での使用も皆無である。該当する15本の立地は、3本が岐阜県の山間部、5本が富山県（北陸地方）、7本が東北地方である。いずれも積雪の多い地方なので、その民家形式や生活・気候風土と3間指物の使用は無関係でなかろう。

1808年（文化5）以前、上層民家のせいは下限1.0尺上限1.5尺である。分析対象としていないが、1768年（明和5）に他所から移築された佐伯家（富山県・十村（大庄屋）の家・重要文化財）は3間の指物を持ち、そのせいは46.5cm（1.53尺）である。1768年にはすでに1.5尺のせいが存在していた。江戸中期の初頭（1710～1720年頃）は1.3尺ほどであったせいは18世紀中頃に1.5尺になったと考えられる。

1824年（文政7）以後、上層民家のせいは1.4～1.9尺となる。下限の1.4尺は1808年（文化5）以前では上限に近い。このように文化・文政年間（1804～1830）に大きな変化がみられる。つづく天保年間（1830～1843）には、1.9尺の2尺近い指物があらわれる。

なお他のグループと違って、3間指物は、17世紀の記録が少なく1689年（元禄2）の一例のみである。このことから3間指物の上層民家への普及は、他の長さの指物より約25～35年ほど遅れて1690～1700年頃から始まると推定される。

4. 結

4.1. 指物のせいの一般的傾向

以上の考察から、本研究では次のような指物のせいの一般的傾向が明らかとなった。

(1) せいと家格の関係

- 上層民家と一般民家のせいの違いは顕著であった。同時代の上層民家と一般民家を比較すると、おおむね上層民家のせいが一般民家のせいを上回っている。
- 上層民家のせいの変動と一般民家のせいの変動はおおむね同調している。
- 時代がくだるほど上層民家のせいの下限と一般民家のせいが近接している。特にその傾向は、1810年頃（文化年間の前半）以後に顕著である。

(2) せいの指標となる値

- 分析対象とした全指物のせいの平均値は約1.2尺(35.3cm)である。
- 指物のせいの歴史的展開をみていくうえで、指標となる値は、1.0尺、1.3尺、1.5尺、1.8尺、2.0尺である。
- 指物が発生した当初から一貫して、せいの高い指物に価値が置かれている。そのことは上層民家のせいが一般民家のせいを全般に上回っていることから伺える。指標となる各値に到達し、その値を上回るといった段階的な過程をたどりながら指物のせいは歴史的に展開している。

(3) 指物の発生とその普及

- 指物が民家で初めて使用されたのは、16世紀後半の桃山時代と推定される。
- 指物の上層民家への普及は、1665年頃(17世紀後半)から始まり、1700年頃に本格化、そして1737年頃(18世紀前半)に完了する。普及の開始から完了まで約70年を要している。
- 指物の一般民家への普及は、1700年頃からゆるやかに始まり、1760年頃に本格化、そして早い場合で19世紀初頭の文化年間(1804～1818)、遅い場合で19世紀中頃の嘉永年間(1848～1853)に完了する。普及の開始から完了まで約120～150年を要している。
- 17世紀から18世紀前半にかけて、畿内の上層民家では全国的傾向からは外れたせいの高い指物がみられる。また1675年以前の指物18本のうち14本、約8割が畿内のものである。畿内は指物の先進地であり、全国に先駆けてせいの高い指物が使用されている。

(4) 1間から1間半の指物

- 上層民家のせいは、1810年(文化7)以前は1.2尺以下である。特に1700年以前は、1.0尺以下である。1810年以後は下限1.0尺上限1.3～1.5尺となる。特に1849年(嘉永2)以後は、せいが1.2～1.5尺となる。
- 一般民家のせいは、初出の1754年以後、おおむね0.6～0.8尺、大きい場合で0.9～1.1尺である。1877年(明治10)に1.4尺があらわれ、以後のせいはすべて1.0尺以上である。

(5) 2間の指物

- 上層民家、一般民家とも、1810年(文化7)にせいの底上げがみられる。同時に上層民家のせいの上限も押し上げられている。
- 上層民家のせいは、畿内を除くと1810年以前は下限0.7尺上限1.3尺である。1810年以後は下限0.9～1.0尺上限1.5～1.7尺である。特に1820年(文政3)以

後は1尺を下回るせいが消滅している。また嘉永年間(1848～1853)に1.3尺前後のせいが集中してみられる。

- 一般民家のせいは、1810年以前は下限0.6尺上限0.8尺である。1810年に1.0尺にとどき、その後は安定して0.9～1.0尺である。1880年(明治13)に1.3尺のせいがあらわれる。

(6) 2間半の指物

- 2間半の指物は、17、18世紀をとおして上層民家だけで使用されている。
- 上層民家のせいは、1804年(文化1)にせいの底上げがみられる。1804年以前は下限0.7尺上限1.4尺である。なかでも1738年(元文3)以後、1.3尺以上の指物がみられる。1804年(文化1)以後は、下限が0.9～1.0尺となる。特に1840年(天保11)以後は1.0尺を下回る指物が消滅する。1868年の明治に入ると、さらにせいの底上げがおき、1.2～1.5尺が一般的となる。1894年(明治27)以後は、1.7尺以上の2尺近い指物があらわれる。
- 2間半の指物の一般民家への普及は、19世紀初頭の文化年間(1804～1817)に進んだと推定される。
- 一般民家のせいは、初出の1791年(18世紀末)から1867年(幕末)まで、下限0.8尺上限1.1尺で、おおむね0.9～1.1尺である。1868年の明治に入ると急増し、下限1.2尺上限1.5尺となる。

(7) 3間の指物

- 長さ3間の指物は上層民家に限って使用されている。
- 上層民家のせいは、1808年(文化5)以前、下限1.0尺上限1.5尺である。1824年(文政7)以後は、下限1.4尺上限1.9尺となるから、文化・文政年間に大きな変化がみられる。
- 天保年間(1830～1843)には、1.9尺の2尺近い指物があらわれる。
- 3間指物の上層民家への普及は、他の長さの指物よりも約25～35年ほど遅れて1690～1700年頃から始まると推定される。

4.2. 指物のせいの時代的変遷

以上(1)から(7)の一般的傾向を総合すると、指物は次のような時代的変遷をたどった。

① 16世紀後半(桃山時代)

指物が民家で初めて使用されたのは、16世紀後半の桃山時代と推定される。

② 17世紀 (1600～1700)

指物を最初に使用した建築年が明確な民家は、1607年建築の栗山家(奈良県)である。1607～1675年頃、指物は京都、奈良、大阪といった畿内で主に使用された。この頃すでに畿内ではせいの高い指物が全国に先駆けて存在している。

こうした先進地以外の地方では、1665年頃(17世紀後半)に上層民家への指物の普及が始まる。畿内の特にせいの高い指物を除くと、せいは上層民家でも下限0.7上限1.1尺で、おおむね0.7～1.0尺である。

17世紀のごく末、1700年頃になると上層民家への指物の普及が本格化する。特に長い3間の指物は、他の長さの指物よりも遅れて1700年頃から普及が始まる。一般民家への指物の普及がゆるやかに始まるのもこの頃である。

③ 18世紀中頃/元文～宝暦年間(1736～1763)

1737年(元文2)頃に上層民家への指物の普及が完了する。また1760年(宝暦10)頃に一般民家への指物の普及が本格化する。上層民家のせいは17世紀とさほど変わらないが、1.1～1.3尺のせいが畿内以外でもみられるようになる。一般民家のせいはおおむね0.6～0.8尺ほどである。

④ 19世紀初頭/文化・文政年間(1804～1829)

文化年間(1804～1817)は指物の時代的変遷をとらえるうえで重要な時代である。上層民家、一般民家とも「文化年間の前半(1804～1810)」にせいの底上げがみられる。同時に上層民家のせいの上限が押し上げられている。1810年(文化7)に上層民家のせいは下限0.9～1.0尺となり、文政年間(1818～1829)には1.0尺を下回る指物が消滅する。1820年(文政3)には畿内で2尺(約60cm)のせいが初めて登場する。

一般民家への指物の普及は文化年間に終わりかける。文化年間の前半に一般民家でも1.0尺のせいがみられようになり、0.9～1.0尺のせいが定着し始める。

⑤ 19世紀前半/天保年間(1830～1843)

天保年間の終わり、1840年頃、上層民家では、すべての長さの指物で1.0尺を下回る指物が完全に消滅する。このことから1.0尺を下回る指物(すなわち0.9尺以下の指物)が使用されている上層民家は、1840年以前の建築であることがわかる。この時代、畿内以外でも1.6～1.9尺のせいが登場する。1.0～1.2尺のせいが一般的であるから、せいの上限と下限の開きが大きい時代といえる。

⑥ 19世紀中頃/嘉永～安政年間(1848～1859)

嘉永年間(1848～1853)に一般民家への指物の普及が完了する。一般民家でも0.9～1.1尺のせいが一般的となる。上層民家では1.0尺を越えて1.2～1.5尺のせいが一般的となる。つづく安政年間(1854～1859)の終わり頃から1867年の江戸時代の終焉にかけて、上層民家のせいの上限と一般民家のせいが落ち込んでいく。

⑦ 明治初頭から明治10年代(1868～1886)

1868年の明治に入ると、一時的に落ちこんだ上層民家のせいが持ち直し、ふたたび1.2～1.5尺のせいが一般的となる。いっぽう2間の長さに限っては上層民家でもいまだ1.0～1.2尺のせいがみられる。これは「長さ2間、せいが1.0～1.2尺」の平均的な指物が明治に入り全国に流布したことを意味しよう。

明治に入ると一般民家のせいはすべて1尺以上となる。さらに明治10年代(1877～1886)をとおして上層民家だけでなく一般民家でも1.2～1.5尺のせいが一般的となる。このように明治10年代、上層民家と一般民家のせいが近接する。指物のせいの封建的性格である家格差の解消がこの頃みてとれる。

⑧ 明治20年代から35年(1887～1892)

1892年(明治25)頃になると、畿内以外の上層民家でも、せいが1.8尺、1.9尺といった2尺近い指物がみられるようになる。上層民家ではいまだ1.0～1.2尺のせいがみられることから、天保年間と同様、せいの上限と下限の開きが大きい時代といえる。

註

*1 『日本の民家 調査報告書集成 1～16』、全16巻、各都道府県教育委員会、東洋書林、1998年。

*2 本研究では京都や奈良、大阪の市街地からずいぶん離れた「京都府と兵庫県の日本海沿岸地方」は畿内、指物の先進地とはみなさない。

*3 指物番号は全部で249である。分析の都合上、17軒の家は指物は使われていないが、それぞれの家に指物番号をわりふった。そのため実際に存在する指物の数は、249からこの17軒を差し引いた232本である。

*4 一般的に土間境に指物がよく使われる。『日本の民家 調査報告書集成』も含め、民家の図面集では土間境の様子がわかる梁間の断面図が多く掲載されている。この場合、土間境が多いのはこうした理由もある。

*5 室町時代の建築と考えられている千年家(箱木家

や古井家)には指物が使われていない。

*6 『中世住居史』、伊藤ていじ、東京大学出版会、1958年、pp.240-242に「今西邸（1650）では納戸廻り及び出店・台所の一部をのぞけばほぼ完成した形でこの柱抜きは行われているので、これより以前にかかる手法が完成していたことはたしかである。寛永年間（1624～1643）の喜多院蔵職人尽絵の革師と縫取師の住居に二間の柱間のある建物がみられるし、また慶長年間（1596～1614）の南蛮図屏風中の町屋にも二間の柱間のある建物がみられるので、慶長年から寛永にかけては（柱抜き、つまり指物の使用が）ある程度行われていたものようである。」とある（括弧内は筆者が補足）。

表7 建築年順にならべた指物のせい性格

(1) 指物が使われていない民家、および1間から1間半の指物

指物 番号	民家名称	所在地 都道府県	注)◇は畿内/先進地を表す 市町村	建物 種別	家格	建築年		指物長さ(スパン) (間)	指物の位置	指物のせい	
						西暦	和暦			(cm)	(尺)
52	茂木六次家	群馬県	富岡市	農	上層	1527	大永7	—	指物無	—	—
68	大沢茂樹家	千葉県	長生村	農	上層	1664	寛文4	—	指物無	—	—
229	安芸守家	徳島県	佐那河内村	農	上層	1674	延宝2	—	指物無	—	—
178	岡花金五郎家	京都府	瑞穂町◇	農	上層	1677	延宝5 頃	—	指物無	—	—
159	竹村源吉家	長野県	駒ヶ根市	農	上層	1684	貞享1	—	指物無	—	—
71	北村家	神奈川県	秦野市	農	上層	1687	貞享4	—	指物無	—	—
138	小俣徳家	山梨県	上野原町	農	上層	1688	元禄1 頃	—	指物無	—	—
139	安藤勢ん家	山梨県	甲西町	農	上層	1708	宝永5	—	指物無	—	—
231	栗飯原厚治家	徳島県	神山町	農	上層	1710	宝永7	—	指物無	—	—
19	高橋平左エ門家	宮城県	岩出山町	農	上層	1737	元文2	—	指物無	—	—
230	木村巧家	徳島県	東祖谷村	農	一般	1699	元禄12	—	指物無	—	—
36	五十嵐智信家	福島県	会津坂下町	農	一般	1729	享保14	—	指物無	—	—
232	長岡弥平家	徳島県	脇町	農	一般	1735	享保20	—	指物無	—	—
233	中村宝求太家	徳島県	半田町	農	一般	1738	元文3	—	指物無	—	—
234	笠松瀧夫家	徳島県	上勝町	農	一般	1751	宝暦1	—	指物無	—	—
235	谷澄家	徳島県	上那賀町	農	一般	1815	文化12	—	指物無	—	—
236	奥森卓家	徳島県	上勝町	農	一般	1851	嘉永4	—	指物無	—	—
199	中村家	奈良県	御所市◇	町	上層	1632	寛永9	1.0	室境	25.0	0.8
203	今西家	奈良県	橿原市◇	町	上層	1650	慶安3	1.5	室境	31.5	1.0
206	豊田家	奈良県	橿原市◇	町	上層	1662	寛文2	1.5	室境	27.8	0.9
225	木原家	広島県	東広島市	町	上層	1665	寛文5	1.5	土間境	22.5	0.7
134	瓜生守邦家	福井県	鯖江市	農	上層	1699	元禄12	1.0	室境	20.0	0.7
135	瓜生守邦家	福井県	鯖江市	農	上層	1699	元禄12	1.5	室境	26.0	0.9
211	村井家	奈良県	新庄町◇	農	上層	1712	正徳2	1.5	土間境	43.5	1.4
222	木幡久右衛門家	島根県	宍道町	農	上層	1733	享保18	1.5	土間境	32.0	1.1
69	大場家	東京都	世田谷区	農	上層	1737	元文2	1.5	土間境	29.5	1.0
80	佐藤清一家	新潟県	守門町	農	上層	1738	元文3	1.5	室境	35.0	1.2
212	北浦家	奈良県	山添村◇	農	上層	1740	寛保1	1.0	土間境	27.0	0.9
180	沢井公雄家	京都府	田辺町◇	農	上層	1740	元文5 頃	1.5	土間境	40.0	1.3
53	荒井正之家	埼玉県	野上町	農	上層	1745	延享2	1.0	土間境	29.0	1.0
181	徳永長太郎家	京都府	舞鶴市	農	上層	1750	寛延3	1.5	土間境	25.0	0.8
20	我妻信一家	宮城県	蔵王町	農	上層	1753	宝暦3	1.0	土間境	24.0	0.8
21	我妻信一家	宮城県	蔵王町	農	上層	1753	宝暦3	1.5	室境	23.0	0.8
85	山口九平治家	新潟県	糸魚川市	農	上層	1779	安永8	1.0	土間境	31.7	1.1
86	山口九平治家	新潟県	糸魚川市	農	上層	1779	安永8	1.0	室境	31.7	1.1
162	若山家	岐阜県	荘川村	農	上層	1797	寛政9	1.0	室境	36.0	1.2
163	若山家	岐阜県	荘川村	農	上層	1797	寛政9	1.5	室境	36.0	1.2
26	西城誠一家	宮城県	志津川町	農	上層	1805	文化2	1.5	室境	35.4	1.2
28	佐藤作治郎家	宮城県	川崎町	農	上層	1808	文化5	1.5	室境	28.5	0.9
92	中村竹四郎家	新潟県	佐渡市	農	上層	1813	文化10	1.0	室境	38.5	1.3
93	中村竹四郎家	新潟県	佐渡市	農	上層	1813	文化10	1.5	土間境	38.5	1.3
94	中村竹四郎家	新潟県	佐渡市	農	上層	1813	文化10	1.5	室境	38.5	1.3
224	小笠原稔家	島根県	仁摩町	農	上層	1818	文政1	1.5	土間境	33.0	1.1
95	菊池良作家	新潟県	佐渡市	農	上層	1824	文政8	1.5	土間境	33.0	1.1
96	大蔵英昭家	新潟県	佐渡市	農	上層	1824	文政8	1.5	土間境	37.0	1.2
72	小沼俊二家	神奈川県	中井町	農	上層	1840	天保11	1.0	土間境	30.0	1.0
99	本間敏晴家	新潟県	佐渡市	農	上層	1842	天保13	1.5	土間境	41.5	1.4
167	大戸家	岐阜県	白川村	農	上層	1846	弘化3	1.0	室境	28.8	1.0
100	本間秋太郎家	新潟県	佐渡市	農	上層	1849	嘉永1	1.5	土間境	41.0	1.4
111	入道忠靖家	富山県	砺波市	農	上層	1853	嘉永6	1.5	土間境	47.0	1.6
112	入道忠靖家	富山県	砺波市	農	上層	1853	嘉永6	1.5	室境	46.3	1.5
101	永橋保夫家	新潟県	佐渡市	農	上層	1855	安政2	1.0	室境	37.0	1.2
102	永橋保夫家	新潟県	佐渡市	農	上層	1855	安政2	1.5	土間境	37.0	1.2
103	永橋保夫家	新潟県	佐渡市	農	上層	1855	安政2	1.5	室境	37.0	1.2
114	中島金二郎家	富山県	砺波市	農	上層	1858	安政5	1.5	土間境	47.5	1.6
115	中島金二郎家	富山県	砺波市	農	上層	1858	安政5	1.5	室境	47.5	1.6
153	I氏家	山梨県	芦安村	農	上層	1868	明治1	1.5	土間境	40.0	1.3
9	藤原貞一家	秋田県	雄勝町	農	上層	1870	明治3	1.0	土間境	42.0	1.4
118	金岡正平家	富山県	砺波市	農	上層	1872	明治5	1.25	土間境	45.3	1.5
119	金岡正平家	富山県	砺波市	農	上層	1872	明治5	1.25	室境	45.2	1.5
126	芳里三治家	富山県	砺波市	農	上層	1883	明治16 頃	1.25	土間境	45.0	1.5
127	芳里三治家	富山県	砺波市	農	上層	1883	明治16 頃	1.25	室境	44.5	1.5
194	宮地重造家	滋賀県	長浜市	農	一般	1754	宝暦4	1.5	土間境	31.0	1.0
195	宮地重造家	滋賀県	長浜市	農	一般	1754	宝暦4	1.5	室境	27.5	0.9
241	竹内家	高知県	大正町	農	一般	1767	明治4 頃	1.5	土間境	18.0	0.6
109	安川弘家	富山県	福野町	農	一般	1846	弘化3	1.0	土間境	33.1	1.1
237	春石実家	徳島県	日和佐町	農	一般	1854	嘉永7	1.5	土間境	22.0	0.7
191	高尾俊郎家	京都府	峰山町	農	一般	1862	文久2	1.5	土間境	21.5	0.7
123	舟戸公明家	富山県	小矢部市	農	一般	1877	明治10	1.25	土間境	41.7	1.4
124	舟戸公明家	富山県	小矢部市	農	一般	1877	明治10	1.25	室境	42.0	1.4
77	諸星源之助家	神奈川県	松田町	農	一般	1880	明治13	1.5	土間境	33.0	1.1
193	福谷俊重家	京都府	舞鶴市	農	一般	1884	明治17	1.5	土間境	30.0	1.0

(2) 2間の指物

指物 番号	民家名称	所在地 注)◇は畿内/先進地を表す		建物 種別	家 格	建築年		指物長さ(スパン) (間)	指物の位置	指物のせい	
		都道府県	市町村			西暦	和暦			(cm)	(尺)
198	栗山家	奈良県	五条市◇	町	上層	1607	慶長12	2.0	土間境	39.0	1.3
200	中村家	奈良県	御所市◇	町	上層	1632	寛永9	2.0	土間境	39.0	1.3
201	中村家	奈良県	御所市◇	町	上層	1632	寛永9	2.0	室境	29.0	1.0
177	石田弘家	京都府	美山町◇	農	上層	1650	慶安3	2.0	室境	19.4	0.6
205	今西家	奈良県	橿原市◇	町	上層	1650	慶安3	2.0	土間境	44.5	1.5
228	三木寛人家	徳島県	木屋平村	農	上層	1650	慶安3 頃	2.0	土間境	23.5	0.8
204	今西家	奈良県	橿原市◇	町	上層	1650	慶安3	2.0(1.0)	室境	30.0	1.0
207	豊田家	奈良県	橿原市◇	町	上層	1662	寛文2	2.0	土間境	44.5	1.5
208	豊田家	奈良県	橿原市◇	町	上層	1662	寛文2	2.0	室境	42.8	1.4
226	木原家	広島県	東広島市	町	上層	1665	寛文5	2.0	土間境	26.5	0.9
227	木原家	広島県	東広島市	町	上層	1665	寛文5	2.0	室境	30.0	1.0
217	三百田和雄家	鳥取県	若桜町	農	上層	1694	元禄7	2.0	土間境	34.0	1.1
136	瓜生守邦家	福井県	鯖江市	農	上層	1699	元禄12	2.0	土間境	31.0	1.0
137	瓜生守邦家	福井県	鯖江市	農	上層	1699	元禄12	2.0	室境	30.0	1.0
210	吉川(禎)家	奈良県	橿原市◇	農	上層	1703	元禄16	2.0	土間境	28.0	0.9
223	木幡久右衛門家	奈良県	穴道町	農	上層	1733	享保18	2.0	土間境	32.0	1.1
179	伊佐慎吾家	京都府	八幡町◇	農	上層	1734	享保19	2.0	土間境	40.0	1.3
81	佐藤清一家	新潟県	守門町	農	上層	1738	元文3	2.0	室境	35.0	1.2
35	佐竹信一家	山形県	朝日町	農	上層	1740	元文5 頃	2.0	土間境	23.0	0.8
42	高田治夫家	茨城県	谷田部町	農	上層	1747	延享4	2.0	室境	34.0	1.1
55	関口まつ家	埼玉県	杉戸町	農	上層	1752	宝暦2 頃	2.0	室境	33.0	1.1
22	我妻信一家	宮城県	蔵王町	農	上層	1753	宝暦3	2.0(1.0)	室境	23.6	0.8
140	大庭忠茂家	山梨県	上野原町	農	上層	1757	宝暦7	2.0	土間境	25.5	0.8
16	高橋家	青森県	黒石市	町	上層	1763	宝暦13 頃	2.0	土間境	30.0	0.6
17	高橋家	青森県	黒石市	町	上層	1763	宝暦13 頃	2.0	室境	30.0	0.6
183	荒木舜太郎家	京都府	舞鶴市	農	上層	1765	明和2	2.0	土間境	30.0	1.0
215	三田実家	大阪府	柏原市◇	町	上層	1768	明和5	2.0	土間境	33.3	1.1
84	大窪栄悦家	新潟県	小千谷市	農	上層	1773	安永2	2.0	室境	41.0	1.4
141	高野正根家	山梨県	勝沼町	農	上層	1778	安永7	2.0	室境	26.0	0.9
87	竹内茂雄家	新潟県	柿崎町	農	上層	1786	天明6	2.0	室境	39.4	1.3
58	大沢貞治家	埼玉県	川越市	町	上層	1794	寛政5	2.0	土間境	35.5	1.2
24	高野豊二家	宮城県	白石市	町	上層	1795	寛政7	2.0	室境	22.0	0.7
184	鳥原正夫家	京都府	美山町◇	農	上層	1796	寛政8	2.0	土間境	28.5	0.9
37	二瓶八郎家	福島県	三島町	農	上層	1797	寛政9	2.0	土間境	29.0	1.0
164	若山家	岐阜県	荘川村	農	上層	1797	寛政9	2.0	室境	33.0	1.1
142	市川孟家	山梨県	見延町	農	上層	1803	享和3	2.0	土間境	35.0	1.2
143	市川孟家	山梨県	見延町	農	上層	1803	享和3	2.0	室境	26.0	0.9
29	佐藤作治郎家	宮城県	川崎町	農	上層	1808	文化5	2.0	室境	28.0	0.9
213	久保田武一家	和歌山県	御坊市	町	上層	1808	文化5	2.0	土間境	37.5	1.2
90	難波定吉家	新潟県	下田村	農	上層	1809	文化6	2.0	室境	33.0	1.1
166	高橋正明家	岐阜県	久雄村	農	上層	1809	文化6	2.0	土間境	45.0	1.5
144	内藤義清家	山梨県	下部町	農	上層	1815	文化12	2.0	土間境	28.0	0.9
145	内藤義清家	山梨県	下部町	農	上層	1815	文化12	2.0	室境	31.0	1.0
186	小林親三家	京都府	美山町◇	農	上層	1816	文化13	2.0	土間境	27.0	0.9
196	永富ゆきゑ家	兵庫県	揖保川町◇	農	上層	1820	文政3	2.0	土間境	59.0	2.0
197	永富ゆきゑ家	兵庫県	揖保川町◇	農	上層	1820	文政3	2.0	室境	57.3	1.9
97	大蔵英昭家	新潟県	佐渡市	農	上層	1824	文政8	2.0	室境	37.0	1.2
106	浮田総英家	富山県	富山市	農	上層	1824	文政7	2.0	土間境	43.7	1.4
107	浮田総英家	富山県	富山市	農	上層	1824	文政7	2.0	室境	42.9	1.4
187	行永勲家	京都府	舞鶴市	農	上層	1825	文政8	2.0	土間境	35.6	1.2
246	納富義剛家	佐賀県	嬉野町	農	上層	1828	文政11 頃	2.0	土間境	29.1	1.0
3	長岐イ工家	秋田県	北秋田郡	農	上層	1830	文政13	2.0	室境	47.0	1.6
219	森田みえ家	鳥取県	淀江町	農	上層	1830	天保1	2.0	土間境	33.0	1.1
147	風間巖家	山梨県	武川村	農	上層	1832	天保3	2.0	土間境	34.0	1.1
5	加藤与八郎家	秋田県	協和町	農	上層	1832	天保3	2.0	室境	45.0	1.5
59	山口亨家	埼玉県	春日部市	農	上層	1839	天保10	2.0	土間境	30.0	1.0
60	山口亨家	埼玉県	春日部市	農	上層	1839	天保10	2.0	室境	32.0	1.1
188	永島保家	京都府	丹後町	農	上層	1839	天保10	2.0	土間境	35.6	1.2
243	永沼昌弘家	福岡県	犀川町	農	上層	1839	天保10	2.0	土間境	51.5	1.7
73	小沼俊二家	神奈川県	中井町	農	上層	1840	天保11	2.0	室境	37.0	1.2
6	高橋義己家	秋田県	東成瀬村	農	上層	1845	弘化2	2.0(1.25)	室境	36.0	1.2
8	折原良輔家	秋田県	皆瀬村	農	上層	1846	弘化3	2.0	室境	44.0	1.5
168	大戸家	岐阜県	白川村	農	上層	1846	弘化3	2.0	土間境	39.0	1.3
169	大戸家	岐阜県	白川村	農	上層	1846	弘化3	2.0(1.0)	室境	36.0	1.2
44	仙波和雄家	茨城県	協和町	農	上層	1847	弘化4	2.0	土間境	37.0	1.2
45	仙波和雄家	茨城県	協和町	農	上層	1847	弘化4	2.0	室境	41.0	1.4
249	山崎重祐家	長崎県	島原市	町	上層	1848	弘化5	2.0	室境	37.9	1.3
61	三上睦雄家	埼玉県	志木市	町	上層	1850	嘉永3 頃	2.0	室境	33.0	1.1
245	藤井理重郎家	佐賀県	白石町	農	上層	1850	嘉永3	2.0	土間境	40.9	1.4
75	山口和彦家	神奈川県	西秦野町	農	上層	1851	嘉永4	2.0	土間境	39.4	1.3
65	岡本照司家	埼玉県	美里村	農	上層	1852	嘉永5	2.0	土間境	43.0	1.4
66	岡本照司家	埼玉県	美里村	農	上層	1852	嘉永5	2.0	室境	42.0	1.4
148	内田正明家	山梨県	玉穂村	農	上層	1854	嘉永7	2.0	土間境	29.0	1.0

指物 番号	民家名称	所在地 注)◇は畿内/先進地を表す		建物 種別	家格	建築年		指物長さ(スパン) (間)	指物の位置	指物のせい	
		都道府県	市町村			西暦	和暦			(cm)	(尺)
149	内田正明家	山梨県	玉穂村	農	上層	1854	嘉永7	2.0	室境	28.0	0.9
150	三井元昭家	山梨県	竜王町	農	上層	1854	嘉永7	2.0	室境	37.0	1.2
244	野上堅五郎家	福岡県	浮羽町	農	上層	1856	安政3	2.0	土間境	45.5	1.5
216	広海惣太郎家	大阪府	西之町◇	町	上層	1861	文久1	2.0	土間境	42.4	1.4
152	小佐野倍彦家	山梨県	富士吉田市	農	上層	1861	文久1頃	2.0(1.0)	室境	32.0	1.1
192	井上秀夫家	京都府	山城町◇	農	上層	1863	文久3	2.0	土間境	33.8	1.1
239	田中筆三郎家	徳島県	石井町	農	上層	1865	慶応1	2.0	土間境	33.0	1.1
247	内川栄家	佐賀県	中原町	町	上層	1865	慶応1頃	2.0	室境	34.5	1.1
76	小沢信次家	神奈川県	小田原市	農	上層	1868	明治1	2.0	土間境	35.0	1.2
154	I氏家	山梨県	芦安村	農	上層	1868	明治1	2.0	土間境	29.5	1.0
221	原田米造家	鳥取県	東郷町	農	上層	1869	明治2	2.0	土間境	36.0	1.2
10	藤原貞一家	秋田県	雄勝町	農	上層	1870	明治3	2.0	室境	51.0	1.7
171	平口五和夫家	静岡県	川根町	農	上層	1872	明治5	2.0	土間境	43.5	1.4
49	小松原ヤス家	栃木県	葛生町	農	上層	1873	明治6頃	2.0	土間境	29.0	1.0
50	小松原ヤス家	栃木県	葛生町	農	上層	1873	明治6頃	2.0	室境	29.0	1.0
155	長田仁家	山梨県	敷島町	農	上層	1876	明治9	2.0	土間境	35.0	1.2
156	長田仁家	山梨県	敷島町	農	上層	1876	明治9	2.0	室境	39.0	1.3
105	渋谷来介家	新潟県	白根市	農	上層	1877	明治10	2.0	土間境	37.9	1.3
121	黒瀬泰男家	富山県	富山市	農	上層	1877	明治10頃	2.0	土間境	31.3	1.0
70	穴戸幸七家	東京都	三鷹市	農	上層	1889	明治20	2.0	土間境	45.5	1.5
13	田口広志家	秋田県	鹿角市	町	上層	1891	明治24	2.0	室境	31.0	1.0
51	荒井壮家	栃木県	矢板市	農	上層	1900	明治33	2.0	土間境	39.5	1.3
46	羽石家	栃木県	茂木町	農	一般	1689	元禄2	2.0	室境	23.0	0.8
41	土肥彦助家	茨城県	新利根村	農	一般	1706	宝永3頃	2.0	室境	22.0	0.7
182	松井数馬家	京都府	園部町◇	農	一般	1754	宝暦4	2.0	土間境	23.5	0.8
242	竹内家	高知県	大正町	農	一般	1767	明和4頃	2.0	室境	18.0	0.6
1	金倉蔵家	秋田県	羽後町	町	一般	1778	安永7	2.0	土間境	21.0	0.7
161	古畑美佐吉家	岐阜県	高山市	農	一般	1784	天明4	2.0(1.0)	土間境	25.0	0.8
57	大谷太一家	埼玉県	大宮市	農	一般	1790	寛政2	2.0	室境	20.0	0.7
38	星喜一家	福島県	梁川町	農	一般	1803	享和3頃	2.0	土間境	18.0	0.6
185	岩波光二家	京都府	綾部市◇	農	一般	1810	文化7	2.0	土間境	31.5	1.0
39	渡部家	福島県	浪江町	農	一般	1811	文化8	2.0	土間境	27.0	0.9
172	後藤二郎家	愛知県	豊橋市	農	一般	1846	弘化3	2.0	土間境	30.0	1.0
189	小林喜一郎家	京都府	美山町◇	農	一般	1846	弘化3	2.0	土間境	28.0	0.9
190	大槻啓吉家	京都府	綾部市◇	町	一般	1850	嘉永3	2.0	土間境	32.0	1.1
64	足立正路家	埼玉県	栗橋町	武	一般	1851	嘉永4	2.0	室境	29.0	1.0
220	小木岩次郎家	鳥取県	赤崎町	町	一般	1853	嘉永6	2.0(1.5)	土間境	27.0	0.9
18	最上三郎家	青森県	平館村	漁	一般	1855	安政2	2.0	室境	35.0	1.2
173	林英太郎家	愛知県	鳳来町	農	一般	1859	安政4	2.0	土間境	29.0	1.0
238	東岡正晃家	徳島県	上勝町	農	一般	1862	文久2	2.0(1.5)	土間境	28.0	0.9
175	村田義忠家	愛知県	新城市	武	一般	1865	元治2	2.0	土間境	30.0	1.0
78	諸星源之助家	神奈川県	松田町	農	一般	1880	明治13	2.0	室境	29.0	1.0
248	白浜和七家	佐賀県	有明町	農	一般	1880	明治13	2.0	土間境	39.7	1.3

(3) 2間半の指物

指物 番号	民家名称	所在地 注)◇は畿内/先進地を表す		建物 種別	家格	建築年		指物長さ(スパン) (間)	指物の位置	指物のせい	
		都道府県	市町村			西暦	和暦			(cm)	(尺)
214	山口進家	大阪府	堺市◇	町	上層	1618	元和4	2.5	土間境	45.0	1.5
202	中村家	奈良県	御所市◇	町	上層	1632	寛永9	2.5(1.0)	土間境	36.0	1.2
209	玉井家	奈良県	桜井市◇	農	上層	1673	寛文13	2.5(2.0)	土間境	33.5	1.1
33	尾形宗一家	山形県	上ノ山市	農	上層	1689	元禄2頃	2.5(1.5)	土間境	26.0	0.9
158	佐々木家	長野県	八千穂村	農	上層	1731	享保16	2.5	土間境	22.2	0.7
82	佐藤清一家	新潟県	守門町	農	上層	1738	元文3	2.5	土間境	35.0	1.2
83	佐藤清一家	新潟県	守門町	農	上層	1738	元文3	2.5	室境	41.0	1.4
54	荒井正之家	埼玉県	野上町	農	上層	1745	延享2	2.5(1.0)	室境	33.0	1.1
56	関口まつ家	埼玉県	杉戸町	農	上層	1752	宝暦2頃	2.5	土間境	39.0	1.3
23	我妻信一家	宮城県	蔵王町	農	上層	1753	宝暦3	2.5	室境	29.6	1.0
218	門脇卓爾家	鳥取県	大山町	農	上層	1769	明和6	2.5	土間境	42.0	1.4
47	手塚勇造家	栃木県	塩谷町	農	上層	1793	寛政5頃	2.5	土間境	27.0	0.9
25	高野豊二家	宮城県	白石市	農	上層	1795	寛政7	2.5	室境	23.8	0.8
2	鷺谷嘉兵衛家	秋田県	井川村	農	上層	1802	享和2	2.5	土間境	42.0	1.4
27	西城誠一家	宮城県	志津川町	農	上層	1805	文化2	2.5	室境	30.0	1.0
30	佐藤作治郎家	宮城県	川崎町	農	上層	1808	文化5	2.5	土間境	28.5	0.9
31	佐藤作治郎家	宮城県	川崎町	農	上層	1808	文化5	2.5	室境	28.6	0.9
43	大和田元也家	茨城県	勝田市	農	上層	1822	文政5	2.5	土間境	29.6	1.0
146	中村恭敬家	山梨県	双葉町	農	上層	1830	文政13	2.5	土間境	28.0	0.9
74	小沼俊二家	神奈川県	中井町	農	上層	1840	天保11	2.5	室境	35.0	1.2
7	高橋義己家	秋田県	東成瀬村	農	上層	1845	弘化2	2.5	土間境	33.0	1.1
62	三上睦雄家	埼玉県	志木市	町	上層	1850	嘉永3頃	2.5	土間境	51.0	1.7
63	三上睦雄家	埼玉県	志木市	町	上層	1850	嘉永3頃	2.5	室境	49.5	1.6
67	岡本照司家	埼玉県	美里村	農	上層	1852	嘉永5	2.5	室境	43.5	1.4
113	入道忠靖家	富山県	砺波市	農	上層	1853	嘉永6	2.5(1.5)	室境	47.1	1.6
151	三井元昭家	山梨県	竜王町	農	上層	1854	嘉永7	2.5	土間境	35.0	1.2
240	田中筆三郎家	徳島県	石井町	農	上層	1865	慶応1	2.5(1.5)	土間境	36.4	1.2
117	城戸六郎家	富山県	滑川市	町	上層	1868	明治1頃	2.5	土間境	37.9	1.3
176	颯田正家	愛知県	一色町	農	上層	1872	明治5	2.5	土間境	44.0	1.5
120	金岡正平家	富山県	砺波市	農	上層	1872	明治5	2.5(1.25)	室境	46.3	1.5
128	芳里三治家	富山県	砺波市	農	上層	1883	明治16頃	2.5	室境	45.5	1.5
14	田口広志家	秋田県	鹿角市	町	上層	1891	明治24	2.5	土間境	42.0	1.4
15	田口広志家	秋田県	鹿角市	町	上層	1891	明治24	2.5	室境	38.0	1.3
130	野上与五郎家	富山県	富山市	農	上層	1894	明治27	2.5	土間境	56.1	1.8
132	菅野淳一家	富山県	高岡市	町	上層	1902	明治35	2.5	土間境	52.0	1.7
133	菅野淳一家	富山県	高岡市	町	上層	1902	明治35	2.5	室境	51.7	1.7
88	星野総左衛門家	新潟県	川口町	農	一般	1791	寛政3	2.5	土間境	33.0	1.1
91	知野美比古家	新潟県	田上町	農	一般	1811	文化8	2.5	室境	27.0	0.9
110	安川弘家	富山県	福野町	農	一般	1846	弘化3	2.5(1.5)	室境	33.1	1.1
174	林英太郎家	愛知県	鳳来町	農	一般	1859	安政4	2.5	土間境	30.0	1.0
48	大島孝一家	栃木県	今市市	農	一般	1865	慶応1	2.5	土間境	23.0	0.8
104	羽鳥一義家	新潟県	和島村	農	一般	1868	明治1	2.5	土間境	37.5	1.2
125	舟戸公明家	富山県	小矢部市	農	一般	1877	明治10	2.5(1.25)	室境	43.0	1.4
11	鎌田フユ家	秋田県	秋田市	農	一般	1885	明治18	2.5	土間境	41.0	1.4
12	鎌田フユ家	秋田県	秋田市	農	一般	1885	明治18	2.5	室境	45.0	1.5
157	守重郁夫家	山梨県	小菅村	農	一般	1887	明治20	2.5	室境	36.0	1.2

(4) 3間の指物

指物 番号	民家名称	所在地 注)◇は畿内/先進地を表す		建物 種別	家格	建築年		指物長さ(スパン) (間)	指物の位置	指物のせい	
		都道府県	市町村			西暦	和暦			(cm)	(尺)
34	尾形宗一家	山形県	上ノ山市	農	上層	1689	元禄2頃	3.0(2.0)	室境	30.0	1.0
160	原六郎家	岐阜県	川上村	農	上層	1708	宝永5	3.0(2.0)	土間境	38.0	1.3
79	長谷川超夫家	新潟県	越路町	農	上層	1716	享保1	3.0	土間境	39.4	1.3
165	若山家	岐阜県	荘川村	農	上層	1797	寛政9	3.0	室境	42.5	1.4
89	高橋仁太郎家	新潟県	松之山町	農	上層	1803	享和3	3.0	土間境	46.5	1.5
32	佐藤作治郎家	宮城県	川崎町	農	上層	1808	文化5	3.0	室境	33.3	1.1
108	浮田総英家	富山県	富山市	農	上層	1824	文政7	3.0	室境	42.9	1.4
4	長岐イエ家	秋田県	北秋田郡	農	上層	1830	文政13	3.0(2.0)	室境	49.0	1.6
40	鈴木伝家	福島県	表郷村	農	上層	1836	天保7	3.5	土間境	57.0	1.9
98	星名四郎家	新潟県	川西町	農	上層	1841	天保12	3.0	土間境	58.5	1.9
170	大戸家	岐阜県	白川村	農	上層	1846	弘化3	3.0	室境	45.5	1.5
116	中島金二郎家	富山県	砺波市	農	上層	1858	安政5	3.0	室境	51.0	1.7
122	黒瀬泰男家	富山県	富山市	町	上層	1877	明治10頃	3.0	土間境	42.5	1.4
129	桜井志郎家	富山県	砺波市	町	上層	1884	明治17	3.0(2.0)	室境	46.1	1.5
131	野上与五郎家	富山県	富山市	農	上層	1894	明治27	3.0	室境	58.3	1.9